

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 8 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 5 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年3月まで

昭和58年7月に修業に行ったA市の会社は厚生年金保険が適用されていなかったため、国民年金の加入手続をし、送付されてきた3枚綴りの納付書で納付をしたはずである。申立期間が未納となっていることに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人は、「A市に転入後、国民年金の加入手続を行い、昭和58年7月から59年3月までの国民年金保険料は送付されてきた納付書で3か月分ずつ3回に分け金融機関で納付した。」と具体的に主張しているところ、平成21年4月に申立人が所持していた領収書により、申立期間直前の昭和58年7月から同年12月までの6か月間の国民年金の納付が認められ、社会保険庁の記録の訂正が行われており、申立人の主張は基本的に信用できる。

このことについて、A市に照会したところ、「A市で申立人に係る国民年金の納付記録は確認できない。」と回答しており、申立期間当時、A市の申立人に係る国民年金の記録管理について不適切な事務処理があったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和45年9月から46年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から46年10月まで  
② 昭和51年12月から55年2月まで

私が20歳になった時に父親が国民年金の加入手続をして、国民年金保険料も払ってくれていました。隣保班ごとに納税の台帳があり、班長が月末に全員の保険料をまとめて町役場に納めていた。申立期間①及び②が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立期間は14か月と比較的短期間であるほか、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年4月14日以降に払い出されたことが確認でき、国民年金保険料については20歳到達時である同年\*月に遡<sup>そきゅう</sup>及して納付していることが確認できる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の父親が納付していたと主張しているところ、申立期間前の昭和45年\*月(20歳到達時)から同年8月までの期間については、申立人の両親は申請免除期間であるものの、申立人は納付済みとなっていることが確認でき、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を優先して納付していたことがうかがわれることから、申立期間の国民年金保険料についても同様に納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間②については、申立人は、申立期間②の国民年金保険料についても申立人の父親が納付してくれていた旨を主張しているところ、申立人の父親が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間②の厚生年金保険から国民年金への切替手続等についての申立人の記憶は曖昧であるとともに、申立人は、申立期間②の保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしていたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるなど、ほかに、申立人が申立期間②当時、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、昭和 45 年 9 月から 46 年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、A団体職員共済組合員として掛金をA団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同共済組合における資格取得日に係る記録を昭和54年6月1日に訂正し、申立期間の標準給与月額を8万5,000円とすることが必要である。

なお、Aは、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和54年6月1日からB農業協同組合に勤務し、農林共済の掛金が控除されていたのに、年金記録を確認した結果、A団体職員共済組合の加入が同年7月1日からになっていることが分かった。

申立期間について、A団体職員共済組合の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和54年6月1日からB農業協同組合に勤務していたと主張しているところ、社会保険事務所が保管する申立人の健康保険被保険者原票から、申立人の健康保険被保険者資格取得日は同年6月1日であることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、B農業協同組合において、申立期間前後に健康保険被保険者資格を取得している4人の健康保険被保険者資格取得日は、A団体職員共済組合の組合員資格取得日と同一年月日であることが確認できる上、そのうち二人は、「入社と同時に、健康保険と農林共済に加入した。」旨の証言をしている。

さらに、B農業協同組合に照会した結果、同組合は、「当時の関連資料は無いが、申立期間当時も健康保険とA団体職員共済組合の被保険者資格取得日は同じだったと思う。」と回答しており、当時の担当者も、同組合の照会結果と同様の証言をしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A団体職員共済組合員として掛金をAにより給与から控除されていたと認められる。

- 2 申立期間の標準給与月額については、A団体職員共済組合の昭和54年7月の記録から8万5,000円とすることが妥当である。
- 3 申立人に係る掛金のAによる納付義務の履行について、B農業協同組合は、掛金を納付したか否かについては不明としているが、A団体職員共済組合に、申立人が昭和54年7月1日に資格取得したとする組合員資格取得届が保管されていることから、同共済組合は、申立人に係る同年6月の掛金の納入の告知を行っておらず、Aは、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の船員保険被保険者記録のうち、申立期間①に係る資格喪失日を昭和55年10月1日に、また、申立期間②に係る資格取得日を56年2月19日にそれぞれ訂正し、申立期間①及び②の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年7月1日から同年10月1日まで  
② 昭和56年2月19日から同年3月8日まで

私は、昭和49年4月から62年3月まで、A社において一貫して船員として勤務しており、この間、他社への派遣や陸上勤務があっても、同社の給与から年金、健康保険及び税金等を一度も欠けることなく控除された上で支給されていた。

申立期間について、船員保険被保険者期間として認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和49年4月から62年3月まで、A社において勤務していたと主張しているところ、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、同社において、i) 49年4月1日付けで船員保険被保険者資格を取得し、55年7月1日に喪失、ii) 55年10月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得し、56年2月19日に喪失、iii) 同年3月8日付けで船員保険被保険者資格を再取得していることが確認できるものの、申立期間①及び②については船員保険被保険者記録は無い。

しかし、申立人の勤務内容に係る具体的な供述及び複数の元同僚の証言から、申立人が、申立期間①及び②当時、A社が所有する船舶の船員として継続して勤務していたことが推認できる。

また、複数の元同僚は、「1航海は、通常3か月程度だったが、休暇があっても、船員保険には継続して加入していた。」と証言しているところ、社

会保険事務所の記録によれば、A社の船員保険被保険者については、当該複数の元同僚を含め多数の者の船員保険被保険者記録が長期にわたって継続していることが確認できる。

さらに、船員保険被保険者であった者で、申立人と同様に陸上勤務期間があり、船員保険と厚生年金保険の加入期間が認められる元同僚は、「下船し、陸上で事務所に勤務するまで移動や休暇期間があった。」と証言しているが、当該元同僚の船員保険被保険者期間及び厚生年金保険被保険者期間は継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②を含めてA社に継続して勤務し、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

- 2 申立期間①及び②の標準報酬月額については、昭和55年4月及び56年3月の社会保険事務所の記録から、26万円とすることが妥当である。
- 3 事業主が、申立人に係る船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に解散しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年12月24日から37年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を37年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月24日から38年1月1日まで

私は、A社における厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会した結果、昭和36年7月30日に被保険者資格を取得し、同年12月24日に資格を喪失しているとの回答を得たが、37年12月まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

私がA社に勤務していた当時、B寮（独身、単身寮）に居住し、同寮内対抗競技大会における将棋の賞状（昭和37年8月27日付B寮自治会）を所持している。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人の勤務内容に係る供述及び申立人が所持する将棋の賞状（昭和37年8月27日付B寮自治会）から、申立人は、昭和37年8月27日当時、A社B寮に入居していたことが認められる。

このことについて、C社（A社は、昭和40年4月にC社と合併）に照会した結果、「A社は既に閉鎖しており、当時の関連資料及び申立人の勤務期間等については、すべて不明であるものの、A社は、申立期間当時、従業員を雇用した場合、雇用した日から厚生年金保険に加入させ、給与から厚生年金保険料を控除していたと思われる。また、申立人が所持するB寮将棋大会

の賞状の写しから、社会保険事務所の記録上のA社における厚生年金保険被保険者期間（昭和36年7月30日から同年12月24日）後も引き続き、昭和37年8月までは正規の従業員として同社の寮に入居していたことは明白のように思われる。」と回答している。

また、申立期間当時、A社に勤務していた複数の元従業員に照会した結果、当該元従業員はすべて、「社員寮には正規の従業員以外の者が入居することは考えにくいので、B寮にも正規の従業員のみ入居していたと思う。」と証言している上、B寮自治会において寮内対抗競技大会等の行事が行われていたことを記憶している者も認められる。

さらに、申立人は、戸籍の附票から申立期間当時、B寮が所在していたD市に居住していたことが確認できる上、申立人が所持する将棋大会の賞状に「昭和37年8月27日付B寮自治会」と記載されていることから判断すると、申立人は、昭和37年8月末まではA社の正社員として勤務していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和36年12月24日から37年8月31日までの期間においてA社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

2 当該期間の標準報酬月額については、昭和36年11月の社会保険庁のオンライン記録から1万2,000円とすることが妥当である。

3 事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについて、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

4 一方、申立人は、昭和37年12月の中旬か下旬までA社に勤務し、正月を機に退職したと述べているものの、元同僚から聴取しても当該期間に係る勤務状況等を確認することができない上、社会保険事務所が保管するA社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に同年の算定基礎の記載を確認することができない。

このほか、当該期間に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間のうち昭和37年9月1日以降の期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、A社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、同社における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を22年1月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年1月1日まで

私は、昭和18年9月1日からA社に継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の詳細かつ具体的な供述及び元同僚の証言並びに元同僚が所持する写真から、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、証言を得ることができた元同僚には、申立期間において、A社における厚生年金保険の加入記録が確認できる上、申立人及び元同僚は、「当時、同社本社の女子従業員は30人程度だった。」と証言しているところ、申立人及び当該元同僚は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿に記載されている者のうち、28人について、本社の女性従業員の氏名を記憶しており、同社は、女性従業員のほぼ全員について昭和19年10月1日に厚生年金保険に加入させていたものと認められる。

なお、A社は、社会保険庁のオンライン記録上においては適用事業所としての確認はできないが、事業所番号等索引簿に当該事業所名が記載されていることなどから、申立期間当時、適用事業所だったことが認められる。

さらに、社会保険事務所において、A社の厚生年金保険被保険者名簿は保管

されておらず、同社の従業員の厚生年金保険の加入状況は一部しか確認できないが、厚生年金保険手帳記号番号払出簿においては、女性について集中して社会保険の加入手続が行われたと推測される昭和19年6月前後に相当数の空欄が見受けられる。

加えて、公文書館の資料によれば昭和23年2月9日にB県庁は火災の被害に遭っており、当時の新聞によれば「書類の半分は持ち出したが重要な厚生年金台帳を全焼した。これは、各事業所の協力を得て再生できると思う。」とC課が述べていることが確認できるところ、B県の元担当職員は「B県庁は、昭和23年に火災の被害に遭い焼失した厚生年金記録の修復作業に当たった。1年くらいかけて修復作業を行ったものの、全喪事業所もあったので完全に修復できたか否かは不明である。」旨を証言している。

その上、厚生年金保険手帳記号番号払出簿等により、A社において勤務していたと考えられる者については、同社に係る被保険者名簿が無いにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録において記録が確認できる者が複数見受けられ、その一方で、払出簿に取得日が確認できるにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録では記録が確認できない者も複数見受けられる。

このような状況の中において、社会保険業務センターに照会したところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳は確認できないとされている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当時の詳細は不明であるものの、申立人及び元同僚に係る供述内容は一応確からしいと認められる上、申立事業所に係る年金記録の管理が適切でなかったことがうかがえることから、申立人は、昭和19年10月1日から21年12月31日までの期間において、A社に勤務し、厚生年金保険被保険者であったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年2月14日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年2月14日から35年3月18日まで

私は、昭和32年5月24日にB丸に乗船し、37年2月23日に下船した。

申立期間は、下船することなく勤務していたのに、船員保険の加入記録が確認できないことに納得できないので、申立期間について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人が所持する船員手帳の記録から、申立人が、甲板員として昭和34年2月14日から35年3月18日まで継続してB丸に乗船し勤務していたことが確認できる。

また、申立人がB丸と一緒に乗船していたと述べている元同僚11人は、社会保険事務所の記録から、申立期間前後を含め、A社における船員保険の被保険者であることが確認できるところ、当該元同僚11人のうち、一人は、「申立人と一緒に乗船していたと思う。」と証言しており、申立期間後に船員保険の被保険者となっている二人は、「申立人は、私と一緒に勤務していたが、申立人の方が私より数年前からB丸に乗船していた。」と証言している。

さらに、複数の元同僚は、「船主は船員保険をかけていた。」と証言しており、複数の元同僚が証言した乗員数と船員保険被保険者名簿において確認できる被保険者数はほぼ一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

2 申立期間の標準報酬月額については、昭和 35 年 3 月の社会保険事務所の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

3 事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成2年1月から同年9月までは16万円、3年10月から4年1月までは22万円、同年2月から同年4月までは24万円、同年5月から同年7月までは22万円、同年8月は20万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月から5年5月までは22万円、同年6月から同年9月までは24万円、同年10月から6年2月までは22万円、同年3月は24万円、同年4月から同年7月までは22万円、同年8月は24万円、同年9月から7年4月までは22万円及び同年6月から同年9月までについては22万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、平成2年1月から7年9月までの期間のうち、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月5日から10年9月1日まで

社会保険事務所に、実際の給料より低い額で届出が行われている。また、社会保険事務所に記録されている標準報酬月額に基づく保険料額より多くの保険料が控除されているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書から、申立人は、申立期間において、社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づく保険料額より多くの保険料を事業主により給料から控除されていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づき標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を以下のとおり認定することとなる。

したがって、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる保険料控

除額及び給料支給額、給料支給月前後の状況及び当該月前後の申立人の標準報酬月額等から判断すると、平成2年1月から同年9月までは16万円、3年10月から4年1月までは22万円、同年2月から同年4月までは24万円、同年5月から同年7月までは22万円、同年8月は20万円、同年9月から同年11月までは24万円、同年12月から5年5月までは22万円、同年6月から同年9月までは24万円、同年10月から6年2月までは22万円、同年3月は24万円、同年4月から同年7月までは22万円、同年8月は24万円、同年9月から7年4月までは22万円及び同年6月から同年9月までについては22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が所持する給料支払明細書において確認できる保険料控除額(上記の推認される期間の保険料控除額を含む。)に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が上記訂正期間の長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書(上記の推認される期間の保険料控除額を含む。)で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和28年2月24日、資格喪失日は29年6月1日であると認められることから、申立人に係る被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年から20年まで  
② 昭和27年から29年まで  
③ 昭和29年から31年まで

私は、申立期間①は、B社C工場及びD工場において軍属として、申立期間②は、A社に、申立期間③は、E社にそれぞれ勤務していたのに、いずれも厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①、②及び③について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び元同僚の証言から、申立人が、申立期間②においてA社に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録において、申立期間②のうち、昭和28年2月24日から29年6月1日までの期間については、申立人と同姓同名で生年月日のうち誕生月が相違する未統合となっている被保険者記録が確認できることから、申立人が、28年2月24日から29年6月1日までの期間はA社において第3種被保険者として勤務していたことが認められる。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、A社に係る未統合の厚生年金保険被保険者記録から1万円とすることが妥当である。

2 申立期間①について、申立人は、B社C工場及び同社D工場において勤務し

ていたと主張しているものの、申立人の勤務期間等に係る記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である上、申立人は、元同僚等についての記憶が無く、当時、同社で勤務していた従業員から聴取しても、申立人の当該期間における勤務状況等を確認することができない。

また、B社に照会した結果、「当社は、当時、いくつかの軍管理工場を設置しており、当社C工場及び当社D工場も軍管理工場であったが、軍管理工場は終戦をもって閉鎖しており、軍管理工場に係る当時の関連資料は保存しておらず、詳細は不明である上、申立人の当時の勤務状況等についてはすべて不明である。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立期間③について、申立人は、E社（現在、F社）において勤務していたと主張しているものの、申立人は同社の下請業者で勤務していたとも述べているところ、申立人は、当時、勤務していたとする事業所名についての記憶は無く、申立人の勤務期間等に係る記憶は曖昧<sup>あいまい</sup>である上、元同僚等に係る記憶も無く、当該期間に係る勤務期間等を確認することができない。

また、F社に照会した結果、「申立期間③において、申立人が当社に勤務していた記録は無く、当社における厚生年金保険被保険者資格は適用されていない。」と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和22年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における資格喪失日は、同年8月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については500円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年5月1日から同年8月1日まで

私は、B市C町にあった油関係の事業所に勤務した。

私が所持する厚生年金保険被保険者証には、「はじめて資格を取得した年月日」欄に「昭和22年5月1日」と記載されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金保険被保険者証（D県交付印）には、「はじめて資格を取得した年月日」欄に「昭和22年5月1日」と記載されていることが確認できる。

また、当該被保険者証に記載されている厚生年金保険被保険者記号番号は、社会保険事務所が保管する厚生年金保険手帳記号番号払出簿において、当該手帳記号番号の前後にA社における被保険者が連番で記載されていることが確認できる上、同社の所在地及び業務内容は申立人の主張とほぼ一致することから、申立人が、その主張する当該事業所に勤務したときに新規に払い出された手帳記号番号に相違ないものと判断できるところ、当該払出簿の「手帳記号番号」欄には申立人以外の氏名（女性）が記載されている。

このことについて、社会保険事務所に照会した結果、「当該手帳記号番号は、誤って二重に払い出された可能性が高い。」旨を回答している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認することができない上、当該名簿においては昭和22

年5月1日付けで払い出された同社の従業員と考えられる者の健康保険厚生年金保険被保険者整理番号が多数欠落していることが確認できる。

加えて、当該被保険者名簿は昭和26年に書換え後の名簿であると推認されるところ、書換え前の名簿については、社会保険事務所において保管されておらず、申立人の氏名等を確認することができない。

その上、社会保険業務センターに照会したところ、申立人の厚生年金保険被保険者台帳は検索できないとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理は適切であったとは認められず、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証により、事業主は、申立人が昭和22年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められ、かつ、元同僚の証言から、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年8月1日とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、同性、同年齢の元同僚の記録から500円とすることが妥当である。

## 大分国民年金 事案 597

### 第1 委員会の結論

申立人の平成6年6月から7年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月から7年10月まで

申立期間に社会保険事務所の方が自宅に来て、国民年金への加入及び保険料の納付勧奨を受けた。申立期間は、時効にならないように保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、国民年金に加入していた形跡は無いことから、申立人に納付書が発行されたとは考え難く、保険料の納付は出来なかったものと考えられる。

なお、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、平成9年7月ごろに申立期間に係る年金記録が確定された際に6年6月にさかのぼって資格取得がなされたものと認められ、実際に資格取得月から国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示すものではないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年11月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年11月から37年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、実父が国民年金の加入手続をして、当時の保険料月額100円を地区の納税組合を通じて納付してくれていたと思う。申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の実父が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を実父が地区の納税組合を通じて納付していた旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該手帳記号番号前後の被保険者記録から昭和37年7月ごろに払い出されたものと推認でき、この時点では申立期間の国民年金保険料は、既に過年度保険料となり、現年度分の国民年金保険料についてのみ徴収対象としていた地区の納税組合では納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたこと、及び申立人の実父が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 大分国民年金 事案 599

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から41年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から41年2月まで

私の夫が、昭和36年10月ごろに公務員の妻も国民年金に加入できるようになったと聞き、加入することにした。私が旧A町役場で国民年金の加入手続を行い、町営住宅の家賃と一緒に役場の収入役室で納付していたのに、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録から、申立人は昭和48年12月1日を資格取得日として、国民年金任意加入被保険者となっていることが確認でき、さかのぼって国民年金の被保険者となることができず、申立期間は未加入期間となることから、申立人が主張する36年10月時点からの国民年金保険料の納付はできないものと考えられる上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、旧A町役場の収入役室で、町営住宅の家賃と一緒に申立期間に係る国民年金保険料を納付し、領収書を受領した旨を主張しているところ、i) 申立期間当時の国民年金保険料の収納方法は、印紙検認方式により行われていたこと、ii) 旧A町の複数の元職員によると、「収入役室では国民年金保険料を取り扱っていなかった。」と回答していることから、申立人の主張と当時の収納方法には相違点が見受けられる。

加えて、申立人が、申立期間当時の収入役室の職員であり、国民年金保険料を納付したと主張しているB氏は、昭和42年6月から60年6月まで収入

役室に配属されていたことが確認でき、それ以前は同室に配属されておらず、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 大分国民年金 事案 600

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで

私は、結婚のため会社を退職し、昭和60年7月にA市へ転居、翌月に結婚してまもなく国民年金の加入手続を行った記憶がある。国民年金に加入した当初、担当者から「古い年月から間隔を空けずに詰めて納付した方がよい。」と説明を受けた記憶がある。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年8月に結婚し、まもなくA市で国民年金への加入手続を行ったと主張しているところ、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、55年10月を資格取得月として60年11月以降に払い出されていることが確認でき、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月9日から52年9月1日まで  
私は、申立期間の約7年間、どんなに熱があろうともA社において一度も休むことなく勤務した。

申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことはあり得ないので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、「A社に勤務していたが、下請けの形をとっていた。」と述べているところ、A社に照会した結果、当該事業所は、「申立人は、確かに当社に勤務していたが、雇用形態は下請けだったので、当社の従業員としての雇用関係はなかった。」と回答している上、複数の元従業員に照会した結果、当該従業員らは、「申立人は、A社の従業員ではなく、当社の下請事業者だったと思う。」とそれぞれ証言しており、A社における申立人の雇用保険の加入記録も確認することができないことから、申立人は、当該事業所との雇用関係はなかったことがうかがわれる。

また、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に係る厚生年金保険被保険者整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、「A社の工事金から社会保険料が控除されていた。」と主張しているものの、A社は、「下請け代金から社会保険料を控除することはなく、下請業者を当社の社会保険に加入させることはない。」と回答している上、申立期間当時、申立人と同様に下請けとして仕事をしていた事業所の事業主も、「工事代金から社会保険料が控除されていたということは

無かったし、そのようなことを聞いたこともない。」と証言している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年1月10日から29年7月8日まで  
社会保険事務所に照会した結果、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、昭和28年1月10日からA村農業委員会において勤務し、同年6月からA村役場に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B市役所（旧A村役場）が保管する履歴書及び申立人の勤務内容に係る供述並びに元同僚等の証言から、申立人が、昭和28年1月10日からA村農業委員会において勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、A村農業委員会は、社会保険庁のオンライン記録において厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認することができず、A村役場及び類似する事業所も厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、B市役所に照会した結果、「申立期間当時の状況を確認できる関連資料は何も無い。」と回答している。

さらに、申立人が記憶する元上司及び元同僚についても、申立期間において厚生年金保険の加入記録を確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 331

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 12 月 20 日から 55 年 11 月 25 日まで  
② 昭和 60 年 1 月 1 日から 63 年 4 月 20 日まで  
③ 昭和 63 年 3 月 20 日から平成 2 年 4 月 20 日まで  
④ 平成 4 年 3 月 9 日から 5 年 12 月 9 日まで  
⑤ 平成 5 年 2 月 20 日から 6 年 2 月 20 日まで  
⑥ 平成 8 年 2 月 10 日から同年 6 月 10 日まで  
⑦ 平成 8 年 12 月 20 日から 9 年 3 月 21 日まで  
⑧ 平成 9 年 4 月 20 日から 10 年 2 月 20 日まで

私は、申立期間①及び②はA社、申立期間③はB社、申立期間④はC社、申立期間⑤はD社、申立期間⑥はE社、申立期間⑦及び⑧はF社にそれぞれ勤務していたのに、いずれの期間についても、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、申立人は、A社において勤務していたと主張しているものの、同社に照会した結果、「現在、当社が保管する関連資料からは、申立人が当該申立期間において当社に勤務していたことを確認できる関連資料は無い。」と回答している上、i) 同社が保管する申立人に係る労働者名簿、ii) 社会保険事務所及び健康保険組合にそれぞれ提出した申立人に係る被保険者資格の取得・喪失に係る届出書の控え、iii) 雇用保険の加入期間は、いずれも社会保険庁の記録とほぼ一致して

いることが確認できる。

また、申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人が求職者給付を受けていることが認められ、申立人は、当該期間において申立事業所に勤務していなかったことがうかがわれる。

2 申立期間③について、申立人は、B社において勤務していたと主張しているものの、雇用保険の適用事業所台帳から、同社は、当該期間当時、法人事業所ではなかったことがうかがわれるところ、同社の事業主に照会した結果、「申立人が勤務していたことの記憶はあるものの、当時は、法人事業所ではなく、従業員は、短期間、短時間の雇用形態が中心であったことから、適用事業所の届出は行っておらず、給与から保険料も控除してない。」と証言している。

3 申立期間④について、申立人は、C社において勤務していたと主張しているものの、同社に照会した結果、「申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届を提出しておらず、申立人の給与から保険料を控除していない。」と回答している上、i) 同社が保管する申立人に係る社員台帳、ii) 社会保険事務所に提出した被保険者資格の取得・喪失に係る届出書の控え、iii) 雇用保険の加入記録は、いずれも社会保険庁のオンライン記録とほぼ一致していることが確認できる。

また、当時の元同僚に照会しても、申立人に係る記憶は無く、当該期間に係る勤務期間等を確認することができない上、当該期間の途中から、申立期間⑤に係るD社で勤務していたと述べるなど、申立人の勤務期間に係る記憶は曖昧である。

さらに、社会保険庁の記録によると、当該期間は国民年金の申請免除期間となっていることが確認できる。

4 申立期間⑤について、申立人は、D社において勤務していたと主張しているところ、同社の申立人に係る社員名簿の「雇入」欄に「5年5月19日」及び「解雇退職又は死亡」欄に「5年6月18日」と、それぞれ記載されていることから、申立人が、同社において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D社の事業主に照会した結果、「申立人の勤務期間は、社員養成期間中のため厚生年金保険に加入させていない。」と回答している上、同社が保管する平成5年5月及び同年6月の給料台帳から、申立人は、雇用保険料及び社会保険料が給与から控除されていないことが確認できるところ、複数の元同僚に照会した結果、「事業所は3か月の試用期間があった。」と証言していることから、当時、事業主は、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

また、社会保険庁の記録によると、当該期間は国民年金の申請免除期間となっていることが確認できる。

- 5 申立期間⑥について、申立人は、E社において勤務していたと主張しているものの、同社に照会した結果、「申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者資格取得届を提出しておらず、申立人の給与から保険料を控除していない。」と回答している上、i) 同社が保管する入退社一覧表、ii) 雇用保険の加入記録は、いずれも社会保険庁の記録とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立人は、E社における厚生年金保険被保険者資格喪失日（平成8年2月10日）と同日付で国民健康保険に加入していることが確認できる。

- 6 申立期間⑦及び⑧について、申立人は、F社において勤務したと主張しているところ、申立期間⑦については、雇用保険の加入記録が確認できることから当該期間については勤務していたことが確認できる。

しかしながら、F社から社会保険の手続及び給与計算を受託していた社会保険労務士に照会した結果、「F社は、3、4か月間の試用期間を設けており、その間、従業員を厚生年金保険には加入させていなかった。また、給与から保険料を控除しながら、厚生年金保険被保険者資格取得届を提出しないはずはない。」と証言している上、同社において勤務していた元同僚に聴取したところ、試用期間について社会保険労務士に照会した結果とほぼ同様の証言をしている。

また、申立期間⑧については、F社の元同僚に照会した結果、「申立人に係る記憶はあるが、半年ぐらいの勤務であったと思う。また、申立人の入社日や退職日などは分からない。」と証言しており、同社における勤務実態を確認することができず、当該期間に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、申立人は、申立期間⑦及び⑧において、継続して国民健康保険に加入していることが確認できる。

- 7 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 大分厚生年金 事案 332

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月1日から34年9月11日まで  
私が結婚のため申立期間に勤務していた事業所を退職した時は、会社の経営状況も悪く退職金はもらえず、失業保険の手続用紙をもらったのみである。

当時は、厚生年金保険に加入していたことは知らなかったもので、脱退手当金を受け取った覚えは無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年11月5日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、申立事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 大分厚生年金 事案 333 (事案 154 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 2 月から 49 年 6 月まで  
② 昭和 49 年 6 月から 51 年 9 月まで

私は、申立期間①については、申立期間①の前にA社で安全管理者をしていた時に、同社の社長を通じてB社へ移り、安全管理者として勤務した。

また、申立期間②については、C社の引入班として勤務していたのに、厚生年金保険の記録が無い。

申立期間①及び②について、新たに元同僚を思い出したので、その元同僚に聴取し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、B社(現在、D社)及びC社に照会したものの、当該事業所が保管するそれぞれの人事記録等に申立人の氏名は無く、当該事業に勤務した上で厚生年金保険に加入していたことがうかがえないこと等から、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとは認められないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 30 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間①及び②について、新たに申立人が記憶する元同僚等に聴取すれば、当該申立期間においてB社及びC社に勤務していたことが判明すると主張している。

しかしながら、申立人の主張する当該元同僚に照会した結果、「申立人は、A社の下請業者のE社の従業員だった。E社は厚生年金保険に加入していなかった。また、B社はA社を通じ、E社に安全管理者に係る業務の依頼

をしたが、申立人は、E社の従業員のままB社において安全パトロールの仕事をしていた。」と証言している上、申立人の元妻も、「E社は、私の妹の夫であるFが経営していた事業所であり、申立人は、当該事業所においてFの指示を受けて仕事をしていたと思うが、勤務期間などは分からない。」と証言している。

このことからすると、申立期間①当時、申立人は、B社ではなくE社の従業員として同社と雇用関係にあったことがうかがわれる上、E社は、社会保険庁の記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないほか、申立期間②についても、新たな証言等を得ることができない。

なお、申立人が申立期間①の前に勤務していたと主張するA社についても、申立人に係る厚生年金保険の加入記録は確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無く、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。